

## 平成三十年財務省令第四十三号

生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

歳入徴収官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理及び分任歳入徴収官代理は、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条に規定するデータの提供を受ける者がデータの提供に係る手数料を生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第百八十一号）第六条第三項第一号又は生産性向上特別措置法施行規則（平成三十年内閣府令・公正取引委員会規則・個人情報保護委員会規則・総務省令・法務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則第一号）第十九条第二項第二号の規定に基づき納付する場合（同条第三項の規定に基づき同号に定める方法により納付する場合を含む。）は、別紙書式の納付書により当該手数料を納付させるものとする。

## 附 則

この省令は、法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

## 附 則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

## 附 則（令和二年三月一三日財務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則（令和二年一二月四日財務省令第七三号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

納付書・領収証書		国庫金	生産性向上
(住所)  (氏名) 殿  注意 1 納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に納付して下さい。 2 納付したときは、必ず領収証書を受け取り、所定の書類又は用紙に添付又は貼付して、データ提供申出先行政機関に提出して下さい。	令和 年度	(所 管)	
	特別会計(番 号)		
	(取扱庁名(番 号))		
	納付金額	億	千
		万	千
			百
			十
			円
納付目的	上記の金額を領収しました。		
データ提供手数料	(領収日付等)		
納付場所	日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)		

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

領 収 控		国庫金	生産性向上	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(住所)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(氏名) <span style="float: right;">殿</span></div>	令和	年度	(所 管)	
	特別会計 (番 号)			
	(取扱庁名 (番 号) )			
	納付金額	億	千	百
	十	万	千	百
十	円			
納付目的 データ提供手数料	上記の金額を領収しました。 (領収日付等)			
納付場所 日本銀行 (本店・支店・代理店又は歳入代理店)				

領収済通知書		国庫金	生産性向上							
第三片 あて先 〔歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地〕  (住所)  (氏名) 殿	令和 年度		(所 管)							
	特別会計 (番 号)									
	(取扱庁名 (番 号))									
	納付金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	納付目的 データ提供手数料	上記の金額を領収しました。 (領収日付等)								
納付場所 日本銀行 (本店・支店・代理店又は歳入代理店)										

## 備 考

- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
- 2 各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。ただし、上端を接続することが事務処理上便宜である官署であつては、上端に太線を引き、上端を接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。
- 4 取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の2又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。
- 5 勘定のある特別会計にあつては、「(取扱庁名 (番号))」を「(取扱庁名 (番号)) (勘定区分)」と読み替えるものとする。
- 6 分任歳入徴収官が発する納付書にあつては、領収控の片の左上余白に分任歳入徴収官官職氏名並びに所属庁名及び所在地を記入する。
- 7 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。